

厚生労働省発生食 0213 第 2 号  
平成 31 年 2 月 13 日

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の規定に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

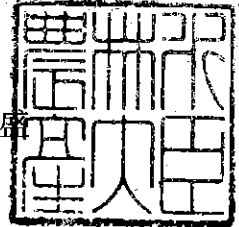
- ① BML780PULm104 株を利用して生産されたプルラナーゼ
- ② *Rhodobacter sphaeroides* 168 株を利用して製造された香料バレンセン



30 消安第 5001 号  
平成 31 年 2 月 6 日

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛



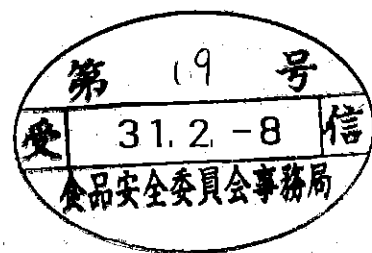
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき下記に掲げる物を飼料添加物としての指定を取り消すとともに、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記に掲げる物についての基準及び規格並びに下記に掲げる物を含む飼料の基準及び規格を廃止すること。

リン酸タイロシン



## 食品健康影響評価の審議状況

(平成31年2月15日現在)

区分	要請件数	うち 30年度分	自ら評 価 注3)	合計	評価終了	うち 30年度分	意見 募集中	審議中
	注1、2)				注4)		注5)	
添加物	281	13	0	281	279	13	1	1
栄養成分添加物	2	1	0	2	1		0	1
香料	7		0	7	7	7	0	0
農薬	1,212	50	0	1,212	1,005	48	8	199
うちポジティブリスト関係	525	5	0	525	368	6	4	153
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注6)	60	3	0	60	34	1	1	25
動物用医薬品	592	13	0	592	573	18	1	18
うちポジティブリスト関係	120		0	120	102	2	1	17
汚染物質等	65		3	68	66		0	2
うち清涼飲料水	52		0	52	51		0	1
器具・容器包装	17	1	0	17	14	1	0	3
微生物・ウイルス	16	1	2	18	18	1	0	0
プリオン	59		14	73	61	3	0	12
かび毒・自然毒等	9		5	14	13		0	1
遺伝子組換え食品等	293	9	0	293	283	18	2	8
新開発食品	85	1	1	86	86		0	2
肥料・飼料等	269	17	0	269	225	23	2	42
うちポジティブリスト関係	122		0	122	90	5	0	32
薬剤耐性菌 注7)	45	4	0	45	30	2	3	12
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他	1		1	2	2		0	0
合計	2,956	110	26	2,982	2,666	134	17	301

- (注) 1 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。  
 2 評価の過程で新たに審議する必要がある案件が生じた場合には、評価終了時にその案件数を要請件数に加算している。  
 3 自ら評価案件については、「自ら評価」の欄には、実施決定時の件数を記入しているが、「評価終了」の欄では、複数省庁に答申したもの、答申が複数案件となったもの等については、その数を記入しているものもある。また、リスクプロファイル等として評価した場合も、評価終了としている。  
 4 「意見募集中」欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。  
 5 「審議中」欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものも含む。  
 6 「飼料中の残留農薬基準」欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。  
 7 「薬剤耐性菌」欄には、肥飼料・微生物合同調査会(H18.3.6～H27.8.24)で審議したものも含む。

## 委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成31年2月15日現在)

### I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質1物質)	1
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌※	(7)
16/10/29	農	動物用医薬品 アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)㉔㉕、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイズン注射液及びバシット注射液)㉖	2
17/ 2/14	厚	農薬 ジコホール	1
17/ 8/ 5	農	動物用医薬品 スルファメキサゾール及びトリメプリームを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)㉗、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))㉘	2
17/ 9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム㉙、スルファメキサゾール㉚、トリメプリーム㉛	3
18/ 7/18	厚	農薬 ジコホール☆	1
18/ 7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆㉜、スルファメキサゾール☆㉝、トリメプリーム☆㉞	3
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆	1
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆	1
19/ 1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、ピノキサデン☆	2
19/ 1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆	1
19/ 2/ 6	厚	農薬 スピロキサミン☆	1
19/ 2/ 6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフィゾール☆㉟	3
19/ 3/ 6	厚	農薬 トリチコナゾール☆	1
19/ 3/ 6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆	2
19/ 3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆㊱、スルファジメトキシ☆㊲、スルファモメトキシ☆㊳	3
19/ 5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆㊴	1
19/ 6/ 5	厚	農薬 メソスフロメチル☆、スルフェントラゾン☆	2
19/ 8/28	厚	動物用医薬品 ジクロキサシリン☆㊵	1
19/10/ 2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/ 3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、ブロディファコウム☆	2
20/ 3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスフロメチル☆、ピリデート☆、フッ化スルフルル☆	4
20/ 4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	1
20/ 6/ 3	厚	動物用医薬品 トピシリン㊶	1
20/ 7/ 8	厚	農薬 クロキセチン☆、クロジナホッププロパルギル☆	2
20/ 7/ 8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/ 9/ 5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
21/ 2/ 3	厚	農薬及び動物用医薬品 ホキシム☆	2
21/ 2/ 9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデトメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/ 3/10	厚	動物用医薬品 ナナフロシン☆㊷、ピランテル☆㊸	2
21/ 3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	2
21/ 3/24	厚	農薬及び動物用医薬品 ジクロルボス及びナレド☆	2

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
21/12/14	厚	農薬 フラザスフロロン☆	1
22/ 1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部☆>■	2
22/ 2/16	厚	動物用医薬品 クロキサシリン☆	1
22/ 2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆ 、β-カロテン☆、クエン酸☆、酒石酸☆、トウガラシ色素☆、乳酸☆ 農薬用途もあり>、マリーゴールド色素☆、メナジオン☆、レチノール☆	10
22/ 3/ 1	厚	農薬 フルロキシピル☆	1
22/ 3/23	厚	農薬 ベンタゾン☆	1
22/ 5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/ 6/22	農	農薬 ベンタゾン☆〈飼〉	1
22/ 8/12	厚	農薬 ハロキシホップ☆	1
22/ 9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、トリクロピル☆	2
22/ 9/27	厚	農薬 酸化フェンブタズ☆	1
22/11/12	厚	農薬 イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアス ルフロン☆、パラチオン☆、ビクロゾリン☆モノクロトホス☆	8
22/11/15	農	農薬 テルブホス〈飼〉☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 クロルフェンビンホス☆	2
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品 メトプレン☆〈一部〈飼〉〉	2
23/ 1/24	厚	農薬 ペンコナゾール☆	1
23/ 1/24	厚	動物用医薬品 セフロキシム☆	1
23/ 2/10	厚	農薬 カルボスルファン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆>■、エンドスルフ アン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆	7
23/ 3/25	厚	農薬 エタメツルフロメチル☆、ジスルホトン☆、プロモキシニル☆	3
23/ 3/25	厚	動物用医薬品 ジミナゼン☆	1
23/ 4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/ 4/25	農	農薬 ブロモキシニル☆〈飼〉	1
23/ 6/10	厚	農薬 フェナリモル☆	1
23/ 9/22	厚	農薬 EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロメチル☆、2,4-DB☆ クロルスルフロロン☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコス ルフロン☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロメチル☆	11
23/10/11	厚	農薬 ジクロホップメチル☆、トリバヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロッ プエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	7
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1
23/11/18	厚	農薬 トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、プロスルフロロン☆	3
23/12/22	厚	プリオン 牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直し(オランダ、フランス)	2
24/ 1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	2
24/ 1/23	農	農薬 エチオン☆〈飼〉、カルボフラン☆〈飼〉、ホレート☆〈飼〉、シハロトリン☆ 〈飼〉、ジクロルボス及びナレド☆〈飼〉	5
24/ 1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆	1
24/ 2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、ジエチルスチルベストロール☆	2
24/ 3/26	厚	農薬 リムスルフロロン☆	1
24/ 3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/ 5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシ酢酸☆、トリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	3
24/ 7/18	厚	農薬 ホスチアゼート■<一部☆>、テフルトリン☆	3
24/ 7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 バシトラシン☆	1

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
24/ 8/21	農	農薬 シフルトリン☆〈飼〉	1
24/ 8/21	厚	農薬 トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆	3
24/ 8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/ 8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆㊦	1
24/ 9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
25/ 1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆〈飼〉、クロルフェンビンホス☆〈飼〉、シマジン☆〈飼〉、パラチオン☆〈飼〉、フェンプロパトリン☆〈飼〉	5
25/ 1/30	厚	農薬 クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆	3
25/ 3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスメチル☆、フルシトリネート☆、ホルクロルフェニユロン☆、メタミロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	14
25/ 3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆㊦	1
25/ 3/12	農	農薬 ジクワット☆〈飼〉、ピリミホスメチル☆〈飼〉	2
25/ 4/ 2	厚	プリオン ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	1
25/ 6/10	農	農薬 ャーBHC☆〈飼〉、ジメエート☆〈飼〉、パラコート☆〈飼〉、メチダチオン☆〈飼〉	4
25/ 6/12	厚	農薬 アラニカルブ☆、イマザキン☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジメエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆	8
25/ 8/20	厚	農薬 DBEDC■〈一部☆〉、ノニルフェノールスルホン酸銅■〈一部☆〉、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、メトリブジン☆、リニユロン☆	8
25/ 8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆㊦	2
25/ 8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン㊦	1
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン☆㊦	1
26/ 3/25	厚	動物用医薬品 酢酸トレンボロン☆、ゼラノール☆、マデュラマイシン☆㊦、ロベニジン☆㊦	4
26/ 9/ 9	厚	農薬 ピラゾリネート☆	1
27/ 1/ 8	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/ 2/12	厚	プリオン ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/ 3/30	厚	プリオン デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/ 5/14	厚	プリオン スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓※	2
27/ 5/22	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシEvent VCO-01981-5 (食品)■	1
27/ 5/22	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシEvent VCO-01981-5(飼料)■	1
27/ 9/30	厚	プリオン イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓※	1
27/12/18	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)国内対策の見直し※	1
28/ 3/23	厚	農薬 バリダマイシン■〈一部☆〉	2
28/ 9/ 8	厚	プリオン オーストラリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓※	1
29/ 4/19	厚	農薬 ピレトリン☆	1
29/ 7/10	消	特定保健用食品 健やかごま油※■	1
29/ 8/ 3	厚	プリオン 英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓	1
29/ 9/ 6	農	動物用医薬品 オキシテトラサイクリン塩酸塩を有効成分とするふぐ目魚の飼料添加剤(水産用テラマイシン散他12剤)(再審査)■㊦	1
29/11/30	厚	遺伝子組換え食品等 ミラクリン発現トマト(TU-IP105B-1)(食品)■	1
29/12/19	農	遺伝子組換え食品等 ミラクリン発現トマト(TU-IP105B-1)(飼料)■	1
30/ 2/22	厚	かび毒 デオキシニバレノール	1
30/ 6/21	厚	農薬 フェンピコキサミド■	1

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
30/ 7/ 4	厚	遺伝子組換え食品等 ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-000Y9-7(食品) ■	1
30/ 7/ 4	農	遺伝子組換え食品等 ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-000Y9-7(飼料) ■	1
30/ 7/ 4	農	動物用医薬品 バルネムリン塩酸塩を有効成分とする豚の飼料添加剤(エコノア1%プレミックス及び同10%プレミックス) ■ ㊦	1
30/ 9/ 4	消	特定保健用食品 ヴァームスマートフィットウォーター ■	1
30/10/10	厚	農薬 カルタップ ■〈一部☆〉、チオシクラム☆、ベンスルタップ☆	4
30/11/21	厚	農薬 1-メチルシクロプロペン ■、ジクロベンチアゾクス ■、トルクロホスメチル ■、フロルピラウキシフェンベンジル ■、ペンチオピラド ■	5
30/11/21	厚	動物用医薬品 チルジピロシン ■ ㊦	1
30/11/22	農	動物用医薬品 チルジピロシンを有効成分とする豚の注射剤(ズプレボ40注射液) ■ ㊦ ㊧	2
30/12/10	農	農薬 カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ☆(飼)	3
30/12/19	農	遺伝子組換え食品等 LU17257株を利用して生産されたフィターゼ ■	1
31/ 1/10	厚	添加物 25-ヒドロキシコレカルシフェロール ■	1
31/ 1/23	厚	農薬 アメトクトラジン ■、ジクワット ■、ピリプロキシフェン ■、ピロキサスルホン ■、フルチアニル ■、メチルテトラプロール ■	6
31/ 2/ 8	農	飼料添加物 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正	1
31/ 2/14	厚	遺伝子組換え食品等 BML780PULm104株を利用して生産されたプルラナーゼ ■、Rhodobacter sphaeroides 168株を利用して製造された香料バレンセン ■	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は、食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は、企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

◎印は、食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

㊦印は、肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

㊧印は、薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

## II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
21/ 3/26～21/ 4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
31/ 1/16～31/ 2/14	添加物及び遺伝子組換え食品等 Escherichia coli K-12 W3110(pWKLP) 2株を用いて生産されたプシコースエピメラーゼ■	2
31/ 1/23～31/ 2/21	遺伝子組換え食品等 JPAN002株を利用して生産されたホスホリパーゼ■	1
31/ 1/30～31/ 2/28	農薬 ビフェントリン	1
31/ 1/30～31/ 2/28	農薬及び動物用医薬品 ペルメトリン■<一部☆(飼)>	4
31/ 1/30～31/ 2/28	器具・容器包装 食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針	
31/ 1/30～31/ 2/28	飼料添加物 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン■、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅■	2
31/ 2/ 6～31/ 3/ 7	農薬 アフィドピロペン■、オキスポコナゾールフマル酸塩■<一部☆>、フロニカミド■	4
31/ 2/13～31/ 3/14	薬剤耐性菌 アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン※、クロルテトラサイクリン※、テトラサイクリン系抗生物質※	3

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

☒印は、肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。



Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成30年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
30/ 4/10	厚	添加物、器具・容器、微生物・ウイルス 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準の改正(調製液状乳) ■	4
30/ 4/10	厚	遺伝子組換え食品等 GOOX-1株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ■、JPBL001株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼ(食品添加物) ■	2
30/ 4/10	農	遺伝子組換え食品等 JPBL001株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼ(飼料添加物) ■	1
30/ 4/10	農	飼料添加物 Bacillus licheniforms JPBL001株が生産するアルカリ性プロテアーゼを原体とする飼料添加物 ■	1
30/ 4/17	厚	農薬 アシノナピル■、ランコトリオンナトリウム塩■	2
30/ 4/17	厚	動物用医薬品 チモール■	1
30/ 4/17	農	動物用医薬品 チモールを有効成分とする蜜蜂の寄生虫駆除剤(チモバル) ■	1
30/ 5/ 8	厚	動物用医薬品 サラフロキサシン☆ ㊦	1
30/ 5/ 8	農	動物用医薬品 過酸化水素を有効成分とするふぐ目魚類及びすずき目魚類の外部寄生虫駆除剤(ムシオチール) ■、ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン25) ㊦ ■	2
30/ 5/ 8	農	飼料添加物 アスタキサンチン■	1
30/ 5/15	農	動物用医薬品 ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤(マイプラビン注100) ㊦ ■	1
30/ 5/22	厚	対象外物質 ビール酵母抽出グルカン■	1
30/ 5/22	厚	農薬 ジフェノコナゾール■、シメコナゾール■、スピロテトラマト■、トリホリン■、ピリオフェノン■、マンデストロビン■、メタフルミゾン■、テブフェンピラド■<一部☆>、フルトリアホール■	10
30/ 5/29	厚	添加物 イソブチルアミン■、イソプロピルアミン■、sec-ブチルアミン■、プロピルアミン■、ヘキシルアミン■、ペンチルアミン■、2-メチルブチルアミン■	7
30/ 5/29	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆ ㊦	1
30/ 5/29	厚	遺伝子組換え食品等 JPBL002株を利用して生産されたプルラナーゼ■	1
30/ 6/ 5	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス☆	1
30/ 6/ 5	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタGHB811(食品) ■	1
30/ 6/ 5	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタGHB811(飼料) ■	1
30/ 6/12	厚	添加物 アルゴン■	1
30/ 6/26	厚	農薬 イソピラザム■、スピネトラム■	2
30/ 6/26	厚	遺伝子組換え食品等 JSF-07-170-3株を利用して生産されたα-アミラーゼ■	1
30/ 7/17	厚	動物用医薬品 アモキシシリン☆ ㊦	1
30/ 7/24	厚	農薬 エトフェンプロックス■、キャプタン■、クロルピリホス、フルピリミン■、メキシフェノジド■	5
30/ 7/24	厚	遺伝子組換え食品等 JPAN001株を利用して生産されたグルコアミラーゼ■ JPFV001株を利用して生産されたプロテアーゼ■	2
30/ 7/31	農	肥料 普通肥料の公定規格の設定について	1
30/ 8/28	厚	農薬 シクロピリモレート■	1
30/ 8/28	厚	農薬及び動物用医薬品 イソプロチオラン■	1
30/ 8/28	厚	動物用医薬品 ゲンタマイシン☆ ㊦	1
30/ 8/28	厚	遺伝子組換え食品等 CIN株を利用して生産されたキモシン■、JPTR001株を利用して生産されたヘミセルラーゼ■、JPTR002株を利用して生産されたキシラナーゼ■	3

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
30/ 8/28	厚	飼料添加物 グアニジノ酢酸■	1
30/ 8/28	農	飼料添加物 グアニジノ酢酸を原体とする飼料添加物■	1
30/ 9/ 4	厚	農薬 MCPB■<一部☆>、テラジホン☆、テラニブロール■、ピフェナゼート■	5
30/ 9/ 4	厚 農	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆<一部(飼)>	3
30/ 9/11	厚	動物用医薬品 セファピリン☆、セファピリンベンザチン、セファピリンナトリウム	3
30/ 9/18	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(六価クロム)	1
30/ 9/25	厚	動物用医薬品 バルネムリン■	1
30/ 9/25	農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(アビテクトIB/AK)■、ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン(アビテクトNB/TM)■、鶏伝染性気管支炎生ワクチン(アビテクトIB/AK1000)■	3
30/10/ 2	厚	添加物 次亜臭素酸水■	1
30/10/ 2	厚	農薬 ピフルブミド■	1
30/10/ 2	厚	動物用医薬品 フルアラネル■	1
30/10/16	厚	対象外物質 ニームオイル☆	1
30/10/23	厚	農薬 インピルフルキサム■、チアクロプリド■<一部☆>、プロチオホス■<一部☆>	5
30/10/30	農	動物用医薬品 動物用ワクチン添加物として使用する成分(6成分)	6
30/11/ 6	農	動物用医薬品 バルネムリン塩酸塩を有効成分とする豚の飼料添加剤(エコノア1%プレミックス及び同10%プレミックス)■	2
30/11/13	農	動物用医薬品 牛結核病診断薬(牛ツベルクリンPPD及び鳥ツベルクリンPPD)※	2
30/11/13	農	遺伝子組換え食品等 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の基準改正	1
30/11/27	厚	動物用医薬品 ゲンチアナバイオレット■	1
30/11/27	厚	遺伝子組換え食品等 カメモシ目、アザミウマ目及びコウチュウ目害虫抵抗性ワタMON88702系統(食品)■	1
30/11/27	農	遺伝子組換え食品等 カメモシ目、アザミウマ目及びコウチュウ目害虫抵抗性ワタMON88702系統(飼料)■	1
30/12/ 4	厚	農薬 ジチアノン■、セトキシジム■<一部☆>、プロパニル■<一部☆>	5
30/12/ 4	農	遺伝子組換え食品等 Morph ΔE8 BP17 4c 株を利用して生産されたフィターゼ■	1
30/12/ 4	農	飼料添加物 遺伝子組換え技術によって得られたPichia pastorisから産生されるフィターゼ■、遺伝子組換え技術によって得られたTrichoderma reeseiから産生されるフィターゼ■	2
30/12/25	厚	農薬 クロルピクリン■	1
30/12/25	厚	遺伝子組換え食品等 pCHC株を利用して生産されたキチナーゼ■	1
31/ 1/15	厚	添加物 食品、添加物の規格基準の改正について	3
31/ 1/15	厚	農薬 シエノピラフェン■、ゾキサミド■	2
31/ 1/15	厚	プリオン 米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	3
31/ 1/22	厚	遺伝子組換え食品等 カイマックス M(CHY-MAX M)■	1
31/ 1/29	厚	添加物 二炭酸ジメチル■	6
31/ 1/29	厚	動物用医薬品 サラフロキサシン、ネオマイシン	2
31/ 1/29	厚	対象外物質 メチオニン	1
31/ 1/29	農	飼料添加物 L-メチオニン■	1
31/ 2/ 5	厚	農薬 アミスルブロム■、シモキサニル■、フルベンジアミド■、フラメトピル■、フルアジナム■	5
31/ 2/ 5	農	薬剤耐性菌 リン酸タイロシン※、マクロライド系抗生物質※	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。  
◎印は、食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。  
⊞印は、肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

#### IV その他

通知日	通知先	件名
16/ 1/30	厚・農・環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/ 3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/ 3/25	厚・農・環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/ 5/ 6	厚・農・環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/ 8/ 5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/ 9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/ 4/28	厚・農・環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/ 6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/ 9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/ 6/26	厚・農・環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/ 5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針
28/ 5/17	厚	香料に関する食品健康影響評価指針
29/ 7/18	厚	栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針 添加物(酵素)に関する食品健康影響評価指針
30/ 4/10	厚・農	動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針
30/ 9/25	厚・農	飼料添加物に関する食品健康影響評価指針 動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針(改訂)